

会報 No.388 令和元年9月1日(日)発行

# めぐろ青色

ネモフィラ  
「めぐろ青色申告会の花」  
としてこれからも応援して  
いきます

撮影:Y.F.

発行:一般財団法人めぐろ青色申告会 発行責任者:専務理事 藤重則夫  
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03(3713)1141代 FAX:03(3713)1185  
HP:www.meguro-aoiro-forum.com



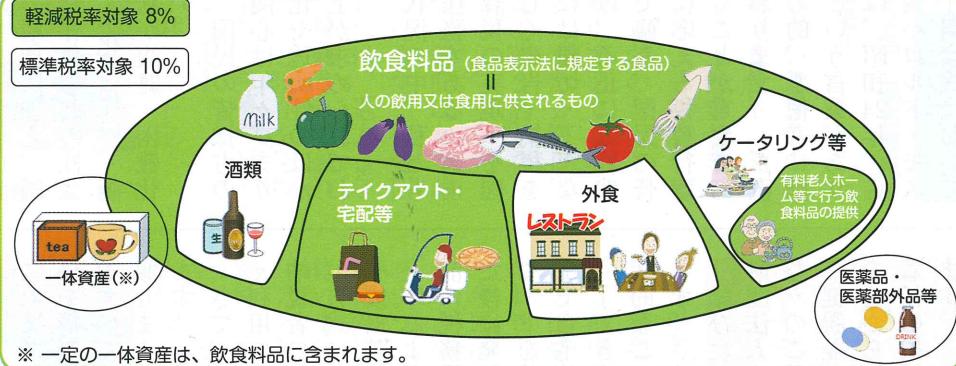
9月2日（月）消費税（個人事業者）の予定納税期限です。口座振替は9月27日（金）です。

消費税及び地方消費税の税率が  
**2019 10/1～10%と同時に**  
**軽減税率制度が実施されます**



**軽減税率制度とは**  
 消費税率の引き上げ  
 と同時に実施され  
 ①酒類を除く飲食料  
 品と②週2回以上発  
 行される新聞につい  
 て8%の軽減税率を  
 適用する制度です。

〈軽減税率の対象となる飲食料品の範囲〉



\* 軽減税率制度はすべての事業所の方に関係があります(売上、仕入や経費など)

9/30  
期限

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助金制度があります  
 詳細は **0120-398-111** (通話料無料)

\* 軽減税率制度の詳細は税務署又は事務局へお尋ねください

9

2019/SEPTEMBER

## 主な内容

- P1 消費税率引き上げ・軽減税率制度
- P2 目黒税務署 ご挨拶
- P3 路線価・青色ドック 他
- P4 65万円控除適用要件変更 他

パナソニック ホームズ(株)  
 に加えて旭化成ホームズ(株)と  
 提携し、会員限定の特典をご  
 用意しました。  
 詳細は事務局へお尋ねくだ  
 さい。次回以降に配布物を予  
 定しています。

旭化成ホームズ(株)  
 と提携



## 令和2年分の所得税確定申告から

青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります!!

## ◆改正1 個人の方の所得税について

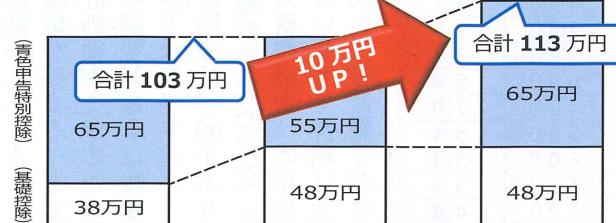
・**青色申告特別控除額** 現行 65万円⇒改正後 55万円  
 ・**基礎控除額** 現行 38万円⇒改正後 48万円

更に

## ◆改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

・e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

**【現行】****【改正1】****【改正2】**

○ 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

## 65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分確定申告まで	令和2年分確定申告から
特65万円の青色申告の要件	(1)正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2)申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3)期限内申告	① e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存 ② 電子帳簿保存

## ① e-Taxによる申告(電子申告)とは…

- e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。
- 改正後、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出(送信)する必要があります。  
めぐろ青色申告会の「決算サポート」を受講し、「代理送信」を希望された方は、e-Taxによる申告となります。

## ② 電子帳簿保存とは…

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。

## 令和2年分に限っては、

令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行なうことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)」でご確認ください。

## 税負担 令和元年度597億円軽減!!

令和2年度も固定資産税等軽減措置の継続を要望しましょう

今回の配布物の中に陳情がきが同封されています。是非、一人一人が関心を持つて運動に参加しましょう。

## ◆陳情はがきの出し方(2種類)◆

①陳情はがきへ後記の会員都議の住所、氏名等を記入し

②会員都議の氏名を記入し、本財団事務局へ直接届ける

## ◆期限◆

11月末までにご提出下さい。

伊藤ゆう都議  
(都民ファーストの会)  
〒153-0003 東京都目黒区上目黒1-17-6  
斉藤やすひろ都議(公明党)  
〒152-0013 東京都目黒区碑文谷5-16-18  
たつみビル  
ジェイパーカ学芸大学Ⅱ  
201

約597億円もの税負担の軽減をすることができました。この時期に継続の要望を行なないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。

皆の力を合わせて税負担軽減を継続しましょう！

訂正

387号(7月1日発行)にて、

誤りがありました。

謹んでお詫び申し上げます。

P1・理事長挨拶2段目

&gt;e-TAX過去最高の2215件送信 6行目

誤：アルバイト税理士  
正：アルバイト、税理士

## 事業報告

(R1.7.1~R1.7.31)

◎入退会者数 入会: 11名 退会: 26名

◎あおいろ葬儀システム 施行: 3件

◎水廻り24時間緊急サービス 利用: 2件

◎青色共済

入院見舞金 3件 51,000円

◎東京青色傷害保険 7件 105,400円  
(5月実績)◎東京青色交通事故傷害保険 1件 35,700円  
(5月実績)

◎小規模企業共済 廃業請求 1件

◎来局者数

記帳サポート関連 309名

共済・保険関連 49名

旅行関連(紀州鉄道・フジプレミアムリゾート) 1名

その他(物品購入・他団体) 51名

## 口座振替ごよみ

9/6(金)

簡易保険・月払  
青色共済年金  
経理事務代行料

9/27(金)

アフラックがん保険

※小規模企業共済は、加入者によって毎月  
6日、18日のいずれかになりますのでご  
注意ください。

## 納税ごよみ

9/2(月)

- 消費税(個人事業者)の中間申告期限、納税期限[国税](口座振替は27日(金))
- 個人事業税第1期分の納税期限[都税]
- 特別区民税・都民税  
第2期分の納税期限[区税]
- 固定資産税・都市計画税  
第2期分の納税期限[都税]

387号(7月1日発行)にて、  
誤りがありました。  
謹んでお詫び申し上げます。  
P1・理事長挨拶2段目  
>e-TAX過去最高の2215件送信 6行目  
誤：アルバイト税理士  
正：アルバイト、税理士